

外国人起業活動促進事業に関する告示

最終改正 令和七年十月十六日

第1 目的

本告示は、外国人起業活動促進事業を行うに当たって必要な事項を定めるものである。

第2 用語

この告示において使用する用語は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）において使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

- 1 「起業準備活動」とは、外国人が本邦において事業の経営を開始するために必要な事業所の確保その他の準備行為を行う活動及び当該活動に附随して行う報酬を受ける活動又は本邦において事業の経営を開始した後引き続き当該事業の経営を行う活動（風俗営業活動（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業が営まれている営業所において行うもの又は同条第七項に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第八項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業若しくは同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業に従事するものをいう。）を除く。）をいう。
- 2 「起業準備活動計画」とは、外国人が行う起業準備活動に関する計画をいう。
- 3 「外国人起業促進実施団体」とは、外国人が起業準備活動を行うことを促進するための計画（以下、「外国人起業活動管理支援計画」という。）を作成し、第5に規定する認定を受けて、当該計画に基づいて行う事業（以下、「外国人起業活動促進事業」という。）を実施する者をいう。
- 4 「特定外国人起業家」とは、外国人起業活動促進事業において、外国人起業活動管理支援計画に基づいて起業準備活動を行う者をいう。

第3 外国人起業活動促進事業の趣旨

外国人起業活動促進事業は、我が国の産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点を形成することを目的として行うものである。

第4 外国人起業活動管理支援計画の認定の申請

- 1 外国人起業活動促進事業を実施しようとする者は、その実施しようとする外国人起業活動管理支援計画を作成し、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。
- 2 外国人起業活動管理支援計画には、様式第1号により、次に掲げる事項（地方公共団体にあっては、（4）及び（5）に掲げる事項を除く。）を記載するものとする。
 - （1）外国人起業活動促進事業において促進する起業準備活動によって起業を目指す事業の対象分野に関する事項
 - （2）外国人起業活動促進事業における管理・支援に関する事項（第5の2に掲げられている事項その他本事業の実施に当たり行おうとする管理・支援に関する事項）
 - （3）特定外国人起業家の選定手続等に関する事項
 - ① 特定外国人起業家になろうとする者から提出された起業準備活動計画が第5の6

に定める要件を満たしていることを確認する方法

- ② 特定外国人起業家になろうとする者に対して起業準備活動計画確認証明書（更新時は起業準備活動計画確認証明書（更新用））を交付する手続
 - (4) 外国人起業活動促進事業を実施しようとする者（地方公共団体である場合を除く。）に関する基本的事項
 - (5) 外国人起業活動促進事業を実施しようとする者（地方公共団体である場合を除く。）の財務・経営状況に関する事項
- 3 経済産業大臣は、1の認定の申請については、電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。（以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。））を使用して行わせることができる。
- 4 3の規定により、電子情報処理組織を使用して申請を行う者は、2の規定において書面に記載すべきこととされている事項を情報通信技術利用法第三条第一項に規定する申請をする者の使用に係る電子計算機であつて、経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請を行わなければならない。

第5 外国人起業活動管理支援計画の認定

経済産業大臣は、第4の1の認定の申請があつた場合において、その外国人起業活動管理支援計画が次に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 1 外国人起業活動管理支援計画が、特定外国人起業家に対する管理・支援が適切に実施され、プログラムの期間全体を通じてその実施しようとする外国人起業活動促進事業を円滑かつ確実に実施させるために適切であり、かつ、特定外国人起業家になろうとする者の地位や利益が不当に害されるおそれがないと認められること。
- 2 外国人起業活動管理支援計画において、次のことが明らかにされていること。
 - (1) 外国人起業活動促進事業を実施しようとする者において、起業準備活動に関する相談に応じるための体制が確保されていること。
 - (2) 外国人起業活動促進事業を実施しようとする者において、起業準備活動計画の進捗状況を定期的に確認し、当該外国人の起業準備活動が円滑かつ確実に実施されるよう適切な措置を講ずることとされていること。
 - (3) 外国人起業活動促進事業を実施しようとする者において、起業準備活動の継続が困難になった場合に帰国が確保されるよう適切な措置を講ずることとされていること。
- 3 外国人起業活動促進事業に関する内容が、第3に規定する外国人起業活動促進事業の趣旨に合致していること。
- 4 特定外国人起業家になろうとする者が、起業準備活動計画の確認申請をする場合においては、同人に（1）に掲げる事項を記載した起業準備活動計画を作成させた上、（2）に掲げる添付資料とともに提出させ、起業準備活動計画確認の申請をさせることとされていること。
 - (1) 次に掲げる事項。
 - ① 起業を目指す事業の対象分野及び内容
 - ② 起業を目指す事業を行う予定である地域
 - ③ 起業を目指す事業の開始までの計画

- ④ 起業を目指す事業に必要な資金額及びその資金の調達方法
- ⑤ 事業所の開設時期及び開設場所
- ⑥ 法人を設立する場合にあっては、役員になろうとする者の氏名、住所及び国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域（以下「国籍・地域」という。）並びに勤務形態
- ⑦ 第5の6（1）③イ、ロに規定する起業を目指す事業の規模に関する事項
- ⑧ その他起業を目指す事業の計画に関する事項

（2）（1）の起業準備活動計画に添付する資料

- ① 起業活動の工程表
- ② 申請者の履歴書
- ③ 上陸後又は在留資格の変更後一年間の申請者の住居を明らかにする書類
- ④ 上陸後又は在留資格の変更後一年間の申請者の滞在費を明らかにする書類
- ⑤ 第5の6（1）⑤イ、ロのいずれかに該当することを立証する資料
- ⑥ その他参考となるべき資料がある場合には、その資料

5 特定外国人起業家が、起業準備活動計画の更新の確認申請をする場合においては、同一に（1）に掲げる事項を記載した起業準備活動計画を作成させた上、（2）に掲げる添付資料とともに提出させ、起業準備活動計画更新確認の申請をさせることとされていること。

（1）4（1）で掲げた事項

（2）（1）の起業準備活動計画に添付する資料

- ① 起業活動の工程表
- ② 在留期間の更新後六月間の申請者の住居を明らかにする書類
- ③ 在留期間の更新後六月間の申請者の滞在費を明らかにする書類
- ④ その他参考となるべき書類がある場合には、その資料

6 外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が4又は5の確認の申請を受けた場合は、事業の起業及び経営に関し、識見を有する者の意見を聴いた上、（1）又は（2）のいずれかに該当すると認めたときには、特定外国人起業家になろうとする者又は特定外国人起業家に対し、起業準備活動計画確認証明書（5の確認の申請の場合は起業準備活動計画確認証明書（更新用））を交付することとされていること。

（1）4の確認の申請時においては、次のいずれにも該当するものであること。

- ① 特定外国人起業家になろうとする者の行う起業準備活動が、我が国（外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体）の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであること。
- ② 特定外国人起業家になろうとする者の行う起業準備活動に係る計画が適正かつ確実なものであること。
- ③ 当該起業準備活動に係る事業の規模が、上陸後又は在留資格の変更後一年以内に次のいずれにも該当する見込みがあるものであること。
 - イ その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する常勤の職員（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。
 - ロ 申請に係る事業の用に供される財産の総額（資本金の額及び出資の総額を含む。）

が三千万円以上であること。

- ④ 当該起業準備活動に係る事業に係る事業所を当該外国人の上陸後又は在留資格の変更後一年以内に本邦に有することとなる見込みがあること。

- ⑤ 申請する者が次に掲げる事項のうちいずれかに該当すること。

- イ 事業の経営又は管理について一年以上の経験を有していること。

- ロ 経営管理に関する分野又は申請に係る事業の業務に必要な技術又は知識に係る分野において博士の学位、修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有していること。

- ⑥ 次に掲げる期間を合算した期間が二年を超えないこと。

- イ 申請する者の行う起業準備活動の期間

- ロ 申請する者が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の六第一項に規定する国家戦略特別区域において行う活動であって、創業活動を含むものに限る。）を行う者として同表の経営・管理の在留資格をもって在留した期間

- ⑦ 申請する者が当該起業準備活動の期間において、本邦に居住することとしていること。

(2) 5の確認の申請時においては、次のいずれにも該当するものであること。

- ① 特定外国人起業家の行う起業準備活動が、我が国（外国人起業活動促進事業を実施しようとする者が地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体）の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであること。

- ② 特定外国人起業家の行う起業準備活動に係る計画が適正かつ確実なものであること。

- ③ 当該起業準備活動に係る事業の規模が、在留期間の更新後六月以内に次のいずれにも該当すると見込まれるものであること。

- イ その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する常勤の職員（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。

- ロ 申請に係る事業の用に供される財産の総額（資本金の額及び出資の総額を含む。）が三千万円以上であること。

- ④ 当該起業準備活動に係る事業に係る事業所を、在留期間の更新後六月以内に本邦に有することとなる見込みがあること。

- ⑤ 次に掲げる期間を合算した期間が二年を超えないこと。

- イ 申請する者の行う起業準備活動の期間

- ロ 申請する者が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十六条の六第一項に規定する国家戦略特別区域において行う活動であって、創業活動を含むものに限る。）を行う者として同表の経営・管理の在留資格をもって在留した期間

- ⑥ 申請する者が当該起業準備活動の期間において、本邦に居住することとしている

こと。

- 7 6の起業準備活動計画確認証明書の有効期間は、交付の日から起算して三月とすることとされていること。

第6 外国人起業活動管理支援計画の認定書の交付

- 1 経済産業大臣は、第4の1の規定により外国人起業活動管理支援計画の提出を受けた場合において、速やかに第5の定めに照らしてその内容を審査し、当該外国人起業活動管理支援計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、認定するものとする。
- 2 経済産業大臣は、1の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第2号による通知書を当該外国人起業活動促進事業を実施しようとする者に交付するものとする。
- 3 経済産業大臣は、2の通知につき電子情報処理組織を使用して行うことができる。

第7 第5に規定する認定を受けた外国人起業活動管理支援計画の変更に係る認定の申請及び認定

- 1 外国人起業促進実施団体は、第5に規定する認定を受けた外国人起業活動管理支援計画の内容を変更しようとするときは、様式第3号により経済産業大臣の認定を受けなければならない。ただし、計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更については、この限りでない。
- 2 経済産業大臣は、1の申請については、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。
- 3 2の規定により、電子情報処理組織を使用して申請を行う者は、1の規定において書面に記載すべきこととされている事項を情報通信技術利用法第三条第一項に規定する申請をする者の使用に係る電子計算機であって、経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請を行わなければならない。
- 4 外国人起業促進実施団体は、1のただし書に定める計画の軽微な変更をしたときは、様式第4号により遅滞なくその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 5 経済産業大臣は、4の届出については、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。
- 6 5の規定により、電子情報処理組織を使用して届出を行う者は、4の規定において書面に記載すべきこととされている事項を情報通信技術利用法第三条第一項に規定する届出をする者の使用に係る電子計算機であって、経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力して、届出を行わなければならない。
- 7 第5の規定は、1の認定について準用する。

第8 外国人起業活動促進事業の実施状況等の把握、確認及び報告等

- 1 外国人起業促進実施団体は、少なくとも1月に1回、次に掲げる事項について自ら確認し、その結果を様式第5号により経済産業大臣及び当該外国人起業促進実施団体の区域（外国人起業促進実施団体が地方公共団体以外の者である場合にあっては、その主たる事務所の所在地）を管轄する地方出入国在留管理局（以下単に「地方出入国在留管理局」という。）に報告するものとする。

- (1) 特定外国人起業家の行う起業準備活動の進捗状況に関すること。
 - (2) 当該外国人起業促進実施団体が行った管理及び支援の実績に関すること。
 - (3) その他経済産業大臣が必要と認めること。
- 2 経済産業大臣は、1の報告については、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。
- 3 2の規定により、電子情報処理組織を使用して申請を行う者は、1の規定において書面に記載すべきこととされている事項を情報通信技術利用法第三条第一項に規定する申請をする者の使用に係る電子計算機であって、経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力して、報告を行わなければならない。
- 4 外国人起業促進実施団体は、1の確認を実施したときは、その結果に基づいて、第5に規定する認定を受けた外国人起業活動管理支援計画（第7の1の規定による変更の認定を受けたときには、その変更後のもの。以下「外国人起業活動管理支援計画」については、同様に第7の1の規定による変更があったときには、その変更後のものをいう。）に即した外国人起業活動促進事業が実施されるよう必要な措置を講じるものとする。
- 5 外国人起業促進実施団体は、1の確認を行うに当たっては、特定外国人起業家と面接を行い、起業準備活動の実施状況や生活状況等について確認するものとする。
- 6 外国人起業促進実施団体は、次に掲げる場合には、速やかにそれぞれの様式により経済産業大臣及び地方出入国在留管理局に報告するものとする。
- (1) 特定外国人起業家が起業準備活動を終了し、帰国した場合（様式第6号）
 - (2) 第5に規定する認定を受けた外国人起業活動管理支援計画に即した起業準備活動が実施されていないことが判明した場合（様式第7号）
 - (3) 起業準備活動の継続が不可能となった場合（様式第8号）
 - (4) 外国人起業活動管理支援計画が第5に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったことが判明した場合（様式第9号）
- 7 経済産業大臣は、6の報告については、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。
- 8 7の規定により、電子情報処理組織を使用して申請を行う者は、6の規定において書面に記載すべきこととされている事項を情報通信技術利用法第三条第一項に規定する申請をする者の使用に係る電子計算機であって、経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力して、報告を行わなければならない。
- 9 外国人起業促進実施団体は、次に掲げる場合には、速やかに様式第10号により地方出入国在留管理局に報告するものとする。
- (1) 第5又は第7の1の規定による認定を受けた場合
 - (2) 第10の規定により、外国人起業活動管理支援計画の認定を取り消された場合
- 10 外国人起業促進実施団体は、当該外国人起業促進実施団体を実施する外国人起業活動促進事業の状況について、必要に応じ、地方出入国在留管理局に報告するものとする。また、地方出入国在留管理局からの求めに応じて、外国人起業活動促進事業の状況について報告するものとする。
- 11 外国人起業促進実施団体は、特定外国人起業家の受入れに関する文書及び名簿を作成し、備え付け、起業準備活動終了後5年間保存するものとする。
- 12 外国人起業促進実施団体は、経済産業省又は地方出入国在留管理局の求めに応じて調査等に協力するものとする。

第9 監査及び指示

- 1 経済産業大臣は、外国人起業活動促進事業の適切な実施に必要と認めるときは、外国人起業促進実施団体に対し自ら監査を行うことができる。
- 2 外国人起業促進実施団体は、1の監査が円滑に実施できるよう協力するものとする。
- 3 経済産業大臣は、第8に規定する報告等又は1の監査において、起業準備活動に関する是正が必要と認めたときは、当該是正を必要とする事項について外国人起業促進実施団体に対し報告を求め、必要な措置を講じるものとする。
- 4 経済産業大臣は、すべての外国人起業促進実施団体に対して、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うことができる。

第10 認定の取消し

- 1 経済産業大臣は、次のいずれかに該当する場合には、第5に規定する外国人起業活動管理支援計画の認定を取り消すことができる。
 - (1) 外国人起業活動管理支援計画が第5に掲げる要件のいずれかに適合しないものとなったと認める場合
 - (2) 外国人起業促進実施団体が不正の手段により第5又は第7の1の認定を受けたことが判明した場合
 - (3) 外国人起業促進実施団体が外国人起業活動管理支援計画に従って管理及び支援を行っていないと認める場合
 - (4) 第9の3の措置を講じたにもかかわらず外国人起業促進実施団体において必要な改善が認められない場合
 - (5) 外国人起業促進実施団体が第9の4の指示に従わない場合
- 2 1の規定にかかわらず、経済産業大臣は、外国人起業促進実施団体が外国人起業活動管理支援計画を実施することが適当でないと認めたときは、外国人起業活動管理支援計画の認定を取り消すことができる。
- 3 経済産業大臣は、1及び2の認定の取消しを行うに際し必要と認めるときは、法務省に意見を求めることができる。
- 4 1及び2の規定により認定の取消しを行うこととなる事案であっても、経済産業大臣は、情状により特にこれを軽減すべき事由があるときは、認定の取消しに代えて特定外国人起業家の受入れの停止の指示を行うことができる。